

個人情報保護に関する主な検討課題

平成 18 年 7 月 28 日
国民生活審議会
個人情報保護部会

国民生活審議会個人情報保護部会では、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月閣議決定）を踏まえ、法の施行状況についてフォローアップを行うため、平成 18 年 2 月以降、個人情報保護の実態に関するヒアリングを行ってきた。これまでの論議及びヒアリング等を踏まえれば、今後の主な検討課題として以下のようなものが考えられる。

1. 総論

個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。

また、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりする等、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。

(1) 事業者の個人情報保護の取組に格差があることについて

- ・ 個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在する。
- ・ 中小・零細企業等は個人情報取扱事業者に該当しない場合が多く、個人情報保護の取組が遅れているのではないかと。

(2) いわゆる「過剰反応」について

- ・ 個人情報の第三者への提供に当たって、法律上、本人の同意を得る必要がないにもかかわらず、法律を誤解し、提供を控えるような場合については、内閣府は法の解釈や運用基準を明確化し、また、関係省庁は分野ごとのガイドラインやその解説等の必要に応じた見直し等を行うとともに、その周知徹底を図る必要がある。
- ・ 自治会や同窓会の名簿等について、プライバシー意識の高まり等を背景に、本人が掲載を拒否するケースが見られる。また、このような名簿については、本人の同意を得ること又はオプトアウトの仕組みを活用することにより名簿の作成・配布ができるが、このような手続きが負担に感じられること等から名簿の作成を取りやめる場合がある。個人情報を利用するかしないかは当事者の意思に委ねられているが、こうした問題をどのように考えるか。

- ・ 法律の有無にかかわらず、個人情報保護意識の高まりによって起きている問題もあるのではないか。

なお、自治会名簿の作成が中止される等の背景には、個人情報保護法とは別に住民が地域活動と距離を置きたい等の事情も考えられる。個人情報保護法が、そのような活動から距離を置くことの口実になっている側面もある。一方、地域によっては防災、防犯、地域福祉等の分野で、地域活動への理解を深めている場合もある。個人情報保護法との関連性を論じる場合は、個々のケースを慎重に検討する必要があるのではないか。

(3) 広報啓発について

- ・ 個人情報保護の必要性の周知とともに、いわゆる「過剰反応」に対応して、例えばオプトアウト（あらかじめ、本人からの求めがあった場合には個人情報を削除することを明らかにした上で、名簿等を作成・配布すること）の具体的手法等も含めた、きめ細かな法の目的・内容の周知が必要。

2. 保護の対象と義務の対象

(1) 個人情報保護法において全ての個人情報を同様に扱うという体系について

- ・ 保護の対象について、OECDでは「識別される又は識別され得る個人（データ主体）に関するあらゆる情報」と定義しているように、国際的には広く捉えるのが一般的であるが、国際的な整合性の視点をどのように位置付けるか。
- ・ 「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」について、格別の措置が講じられたものと整理された分野もあるが、これをどのように考えるか。

(2) 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

- ・ 自治会や同窓会等について、どのように考えるか。
- ・ 5,000 を超える個人情報を保有しない事業者が、法律の義務の対象から除外されていることについて、どのように考えるか。

3. 事業者等の取組

(1) 事業者等の全般的な取組について

① ガイドライン等のあり方について

- ・ 実態に即して、法の解釈や弾力的な運用等を明確にすべきものはないか。
- ・ 主務大臣制の下、各省庁において、事業分野の実情に応じてガイドライン等を策定しているので、ガイドライン等の規定がある程度異なるのはやむを得ないか。

- ・ 一方、事業分野ごとのガイドライン等の規定のうち、共通化できるものもあるのではないかと。

②事業者に対する支援について

- ・ 事業者の個人情報保護の取組を促進する上で、プライバシーマーク等の活用も有益であるとの指摘がある。
- ・ 中小企業を中心に、情報管理コスト等の負担感があることについて、どのように考えるか。
- ・ 事業者の自主的な取組として、プライバシーポリシーの整備・公表を一層促進することが必要。

③事業者の監督強化について

- ・ 悪質な事業者に対する監督を強化すべきである。

(2) 取得・利用について

- ・ 個人情報の取得やダイレクトメール等の利用が困難になる等、事業活動に影響が出ていることについて、どのように考えるか。
- ・ 個人情報が本人の意図する目的以外に濫用されないようにするためには、どのような対応が考えられるか。（現行法では、目的外利用に関して利用停止・削除の規定がある。）

(3) 適正・安全な管理について

①安全管理措置の水準について

- ・ 安全管理措置は社会環境の変化で要求水準が変わるが、安全管理措置はどこまで実施すべきか。
- ・ 情報漏えい等に関するリスクは事業者によって異なるため、事業者は直面するリスクを踏まえた安全管理措置を講じることが必要ではないか。
- ・ 中小企業等小規模な事業者の中には、費用や人員の観点から十分なセキュリティシステムが整備されていない場合があるが、このような事業者の情報セキュリティ対策を一層向上させることが重要ではないか。
- ・ 国の情報セキュリティ政策も踏まえつつ、事業者の情報セキュリティ対策の水準向上が図られることが重要であり、事業者の取組を促進するための施策、人材育成及び必要な知識の普及啓発等が必要ではないか。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の中で、個人情報保護の取組を確実に位置付けて取り組むことは、個人情報保護の安全管理措置の水準を向上させるための一つの有効な手法。

②安全管理と労務管理について

- ・ 特に高度な安全管理措置が求められる分野を中心として、個人情報保護のために、従業者に過剰負荷がかかっている場合もあるとの指摘があるが、これをどのように考えるか。
- ・ 個人情報保護のために労務管理を行う前提として、事業者の法律の理解不足や従業者に対する研修不足の改善が必要。
- ・ 従業者の業務状況をビデオ等で監視する（モニタリング）場合は、労使間で協議を行う等、適正な手続きを行うことが必要。
- ・ 従業者に対する誓約書において、個人情報保護を名目として、営業秘密の保持や損害賠償の請求等の規定を盛り込む事例が見られることについて、従業者への対応が適切なものとなるよう配慮が必要ではないか。

③委託先の監督について

- ・ 個人データの取扱いの委託先及び再委託先に対する委託元の安全管理の要求が強くなっていることについて、どのように考えるか。
- ・ 個人情報を委託処理する場合、その取扱いが消費者等（本人）にとって明らかではないため、何らかの透明化が図れないか。

④事業者の保有する市販の名簿の管理について

- ・ 市販されているもの等、広く頒布されている名簿についても、他の個人データと同様に管理することとされているが、このような名簿については、他の個人データとは別に、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが検討できないか。

(4) 第三者提供の制限について

- ・ 個人データの取扱いの委託、合併、個人データの共同利用等の場合において、利用目的や利用者の範囲等が広くなりすぎないようにすべきではないか。

(5) 消費者等（本人）との関係について

①事業者が定める利用目的について

- ・ 利用目的を特定する際に、個人情報を取り扱う事業として、定款又は寄付行為等に記載された事業をすべて掲げる等、事業者が定める利用目的等の範囲が広すぎる場合があるとの指摘があるが、法律上、利用目的はできる限り特定することとされており、改善が必要ではないか。

②個人情報の取得元の開示について

- ・ 事業者は消費者等（本人）に個人情報の取得元を明らかにすることまで法律上求められていない一方、取得元を明らかにすべきとの指摘があるが、どのような対応が考えられるか。

- ・ 事業者における個人情報の取得元が明確ではないため、消費者等（本人）の不安が払拭されないとの指摘があることから、消費者等（本人）の不安を解消するためにも、事業者がプライバシーポリシーに個人情報の主な取得元を盛り込むことが重要ではないか。

③個人情報の利用停止・消去について

- ・ 本人の求めによる個人情報の利用停止・消去については、現行法では不正に取得した場合等、法違反があった場合に限られているが、このような整理で適切か。

4. 認定個人情報保護団体の機能

- ・ 個人情報の漏えい等が起こった場合、当該事業者や主務官庁の対応に加えて、認定個人情報保護団体が対象事業者に指導や勧告を行うことも重要であり、その機能強化が必要ではないか。

5. 国際的な整合性

- ・ 個人情報保護には世界共通のインフラが必要であることから、国際的な枠組み等のグローバルな視点も重要。
- ・ 我が国の法律では、諸外国と異なり、国際的な情報の移転に関しルールが定められていないことについて、どのように考えるか。

6. 第三者機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等

(1) 第三者機関の意義について

- ・ 現行法の主務大臣制と異なる、諸外国に見られるような中立的な第三者機関は必要か。

(2) 死者に関する個人情報の保護の在り方について

- ・ 現行法は生存する個人に関する情報のみを保護の対象としていることについて、どのように考えるか。

7. その他

(1) 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて

- ・ 国の行政機関において、従来公表していた情報を公表しなくなった、又は公表する幹部職員の情報にバラツキがある等の指摘があるが、その取扱いをどのように考えるか。情報公開との関係で整理が必要なものがあるのではないか。

(2) 地方公共団体の取組について

- ・ 法律の趣旨は各地方公共団体の条例やその運用に十分反映されているか。

- 地方公共団体によって各条例の内容や運用に差異が生ずることについて、どのように考えるか。
- 地方公共団体と地域の団体との間で、防災、防犯、地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関し、何らかの目安を作成することが有益ではないか。
- 地方公共団体の関係団体における個人情報保護の取組の水準を高めることは重要。